

# ○仮運転免許事務処理要領の全部改正について

(平成24年1月20日岩運免第29号警察本部長)

[沿革] 平成25年4月岩運免第100号、平成26年6月岩運免第333号、令和元年11月26日岩運免第1471号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

仮運転免許事務については、「仮運転免許事務処理要領の制定について（平成18年5月8日付け岩運免第253号。以下「旧要領」という。）」において運用してきたところであるが、業務実態との整合性を図るため別添のとおり全部改正し、平成24年2月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は、平成24年2月1日をもって廃止する。

別添

## 仮 運 転 免 許 事 務 処 理 要 領

### 第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び岩手県道路交通法施行細則（岩手県公安委員会規則第10号。以下「細則」という。）に基づき、仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）に関する作成・交付、各種申請・届出の受理及び廃棄等並びに仮運転免許（以下「仮免許」という。）の管理に係る事務処理を定め、適正かつ円滑な運転免許行政の推進を図ることを目的とする。

### 第2 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 各免許センター 盛岡運転免許センター、県南運転免許センター、沿岸運転免許センター及び県北運転免許センターをいう。
- (2) 試験場 自動車運転免許試験場をいう。
- (3) 失効者 法第101条第1項に定める運転免許証（以下「免許証」という。）の更新を受けなかった者をいう。
- (4) 初心取消処分者 法第104条の2の2第1項、第2項又は第4項に該当することとなり初心取消処分を受けた者、法第100条の2に定める再試験を受けないまま失効した者をいう。
- (5) 教習所 岩手県内の各指定自動車教習所をいう。
- (6) 警察署長 教習所の所在地を管轄する警察署長をいう。

- (7) 責任者 教習所において取り扱う仮免許事務に関し、それら事務を管理する立場にある者として指定された教習所の管理者（不在の場合は、副管理者又は管理者の指名する者）をいう。
- (8) 運転免許課長 岩手県警察本部交通部運転免許課長をいう。

### 第3 仮免許の管理

仮免許の管理は、仮免許台帳により行うこと。

仮運転免許申請書、仮免許証に係る運転免許証再交付申請書及び運転免許証記載事項変更届を仮免許台帳とし、取り扱った所属において編てつし管理すること。

#### 1 整理・保管

交付年及び仮免許番号順に整理して保管すること。

複数の教習所を管轄する警察署長は、教習所、交付年及び仮免許番号順に整理して保管すること。

#### 2 表紙

申請書を保管するファイルの背表紙には「仮免許台帳」と明記するとともに、交付年及び保存年数を付記すること。

#### 3 保存期間

仮免許台帳の保存期間を5年とし、保存期間経過後は、裁断又は焼却により廃棄すること。

### 第4 各免許センター及び試験場において実施する仮免許試験

#### 1 仮運転免許申請書等の提出及び提示

- (1) 法第89条の規定に基づく仮免許申請をする者には、仮運転免許申請書（様式1）により申請させること。
- (2) 仮免許申請をする者には、仮運転免許申請書のほか、受験票及び質問票（規則別記様式12の2）を提出させること。ただし、学科試験及び技能試験免除者は受験票の提出を要しない。

なお、受験票の写真と台紙を岩手県警察本部長印で圧印すること。

- (3) 規則第17条（第1項を除く。）及び第18条に定める書類の提出又は提示を受けること。

#### 2 受験資格の確認及び申請の受理

次の事項を確認のうえ手数料を徴収し申請を受理すること。

- (1) 仮運転免許申請書に記載された内容や添付書類により、受験資格を確認すること。
- (2) 免許証、学生証、健康保険証、個人番号カード、旅券等、仮免許申請をする者が本人であることを証するに足りるもの（以下「本人確認書類」という。）により、本人であることを確認すること。

#### 3 仮免許試験の実施

仮免許試験は、次により実施すること。

##### (1) 適性試験

規則第23条に定める適性試験を行い、その結果を仮運転免許申請書及び受験票の

適性試験結果欄に記載すること。

(2) 学科試験

ア 試験問題は、試験場で指定する問題数50問の仮運転免許学科試験問題を使用することとし、試験時間は30分とすること。

イ 解答の記載は、学科試験答案用紙によるものとし、採点は正確を期すること。

ウ 合格基準は、90パーセント以上の成績であること。

(3) 技能試験

ア 試験の実施は、公安委員会が指定した規則第24条第6項及び運転免許技能試験事務の取扱いに関する規程（昭和40年公安委員会規程第3号）に定められた試験車により行うこと。

イ 採点は、規則第24条第4項に基づき行うこと。

ウ 合格基準は、規則第24条第5項第2号及び3号の定めによること。

4 失効者又は初心取消処分者に係る仮免許申請

失効者又は初心取消処分者から仮免許申請があった際は、試験の免除期間及び受験資格を確認したうえで、次により受理すること。

(1) 失効者に係る仮免許申請

ア 前記1による仮運転免許申請書等の提出又は提示を受けること。ただし、受験票の提出は要しない。

イ 運転免許ファイリングシステム及び運転免許管理システムによる照会結果により、本人であること及び受験資格の有無を確認すること。

なお、失効した免許証は運転免許証返納届（細則様式第21号）により返納させること。

(2) 初心取消処分者に係る仮免許申請

ア 前記1による仮運転免許申請書等の提出を受けること。ただし、受験票の提出は要しない。

イ 仮免許を申請する当日に初心取消処分を受けた者にあつては、本人及び受験資格の確認は要しない。

ウ 初心取消処分を受けた当日以外の日には仮免許を申請する者にあつては、免許証、住民票の写し、運転免許取消処分書（規則別記様式第19の3の4）又は本人確認書類等の提出又は提示を受け、本人及び受験資格の確認をすること。

第5 警察署長が実施する仮免許試験

1 警察署長が行う仮免許試験事務

警察署長は、仮運転免許試験等補助業務委託契約書中の仮運転免許試験等補助業務委託仕様書に付随する「指定自動車教習所における仮運転免許事務処理要領（以下「教習所事務処理要領」という。）」により教習所において実施される仮免許事務について、仮免許学科試験問題の指定、合否の決定、手数料の収納及び仮免許証の交付の決定等を行うこと。ただし、運転免許課長は、必要があると認める場合は、警察署長が行う仮免許試験事務を警察署長に代わって行うことができる。

2 仮運転免許申請書等の提出

教習所において実施する仮免許申請の場合は、仮運転免許申請書「教習所事務処理要領」（様式1）によるほか、質問票の提出を求めること。

### 3 適性試験

運転に必要な適性に関する適否の決定が困難である者について報告を受けた際は、運転免許課長と協議して決定すること。

### 4 学科試験問題の管理等

(1) 学科試験問題に係る受け払いの状況は、仮運転免許学科試験問題管理簿（様式2）により明らかにすること。

(2) 責任者から学科試験問題用紙の破損、汚損等の報告を受けた際は、当該試験問題の取り扱いについて必要な指示を行うこと。

また、使用中止となるような場合は、仮運転免許学科試験問題管理簿へ問題の種類及び用紙番号を記載するとともに、受払事由の項目に中止の理由を記載すること。

(3) 警察署長は、学科試験問題の盗難及び流出等重大な事案についての報告を受けた際は、その対応について直ちに運転免許課長と協議を行うこと。

### 5 学科試験問題の指定

(1) 警察署長は、仮運転免許学科試験問題指定簿（様式3）により学科試験問題を指定するものとし、指定番号を学科試験の実施日に教習所の責任者へ通知すること。

(2) 学科試験の実施日が休日の場合は、前日に学科試験問題を指定すること。

また、実施日の前日が休日（「教習所の定める休日を含む。」以下同じ。）のため指定できないときは、その直近の平日に指定すること。

なお、教習所の都合により、翌週の月曜日が休日となっている場合は、土曜日の学科試験は認めないこと。

### 6 学科試験

警察署長は、学科試験中の不正行為又は事故等重大な事案について報告を受けた際は、速やかに運転免許課長と協議を行うこと。

### 7 合否及び交付の決定

試験の結果は、申請書類及び学科試験答案用紙を添付した仮運転免許試験結果報告書（教習所事務処理要領様式6）により責任者から学科試験の実施日に報告されるので、警察署長は提出書類を審査の上合否及び交付の決定を行い、責任者に通知すること。ただし、学科試験の実施日が休日の場合は、実施日の翌週月曜日とし、報告日が休日に当たるときは、休日直後の最初の平日に報告させること。

なお、学科試験の実施日が休日の場合の仮運転免許申請書（教習所事務処理要領様式1）に貼付している岩手県収入証紙の消印日は、試験実施日（休日）とすること。

## 第6 仮免許証の作成

### 1 仮免許証用紙の管理

(1) 仮免許証用紙の受け払い等の状況は、各免許センター及び試験場にあつては仮運転免許証交付受払簿（様式4）に、各警察署にあつては仮運転免許証用紙受払簿（様式5）に記載し、その状況を明らかにしておくこと。

(2) 仮免許証用紙は、施錠のある堅固な金庫等に保管し紛失防止を徹底すること。

## 2 仮免許証の作成

仮免許試験の関係書類を審査し、次により作成すること。

### (1) 仮免許証の有効期間

ア 仮免許証の有効期間は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日から起算して6月とすること。

(ア) 教習所が発行した修了証明書（規則別記様式第19の6）を持参して各免許センター及び試験場で適性試験及び学科試験を受け、合格した者にあつては合格日

(イ) 教習所で仮免許に係る適性試験及び学科試験を受け、合格した者にあつては合格日

(ウ) 試験場で仮免許に係る適性試験、学科試験及び技能試験を受け、合格した者にあつては技能試験合格日

(エ) 各免許センター及び試験場で失効した免許証に係る仮免許を申請後に、適性試験を受け、合格した者にあつては合格日

(オ) 準中型免許又は普通免許に対する初心取消処分を受けたことに伴い、準中型仮免許又は普通仮免許の申請後に適性試験を受け、合格した者にあつては合格日

イ 合格日が8月29日、8月30日、8月31日、9月1日の場合の有効期間は、2月28日とし、閏年にあたる場合は8月29日の合格日を除き2月29日とすること。

ウ 前記ア(イ)に該当する場合における仮免許証交付日にあつては、教習所が仮運転免許試験結果報告書により警察署長に報告し、合格の決定通知を受けた日とすること。

(2) 本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日の欄は、住民票の写し、免許証又は旅券等の公的機関が発行したものにに基づき、正確かつ明瞭に記載すること。

ただし、住民票の写し又は運転免許証に旧姓が記載されていた場合であっても、仮免許証に旧姓を記載しないこと。

(3) 仮免許の種類欄は、大型自動車にあつては大型自動車仮免許又は大型仮免許、中型自動車にあつては中型自動車仮免許又は中型仮免許、準中型自動車にあつては準中型自動車仮免許又は準中型仮免許、普通自動車にあつては普通自動車仮免許又は普通仮免許と記載すること。

### (4) 免許の条件欄の記載

ア 適性試験の結果に応じて運転の条件を付すこと。ただし、適性検査等結果通知書（「身体の障がい等による適性検査等実施要領」様式4）により条件が付された者にあつては、その条件を付すこと。

イ 自動車の種類をAT車等に限定する場合は、車種と限定する条件を記載すること。（「普通車はAT車に限る」等）

(5) 仮免許証の番号は、別表1「仮運転免許証番号付与表」によること。

例 21010001の場合

最初の2桁「21」は、県名コード番号

次の2桁「01」は、場所コード番号

後ろの4桁「0001」は、暦年ごとの一連番号を表す。

(6) 仮免許証用紙に写真を貼付し、仮免許証用紙と写真を岩手県警察本部長印で圧印すること。

### 3 仮免許証の交付

交付に係る手数料を徴収し交付すること。

## 第7 仮免許証の記載事項変更

### 1 受理時の留意事項

(1) 仮免許証の有効期間の末日を経過していないこと。

(2) 代理人による届出は、続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本、委任状等により本人と届出者の関係が確認できる場合に限り認めること。

(3) 汚損若しくは破損により備考欄への記載が困難な場合又は亡失等により現に受けている仮免許証を提出できない場合は、仮免許証の再交付を申請させること。

(4) 合併等による表示変更

申請者の転居等を伴わず、市町村合併、区画整理、住居表示の実施等により本籍、住所の表示が変更されることに伴って記載事項変更を行う場合は、当該市町村から送付される通知書の提示を求めて処理すること。通知書の提示がない場合は、当該市町村に確認した上で処理すること。

### 2 記載事項変更届

本籍又は国籍等、住所、氏名に係る記載事項変更の届出を受理するときは、運転免許証記載事項変更届（規則別記様式第16）により受理すること。

### 3 申請用写真

公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、申請用写真を貼付させること。

この場合、貼付された申請用写真が規則で定めている事項に合致していること、所持している仮免許証に貼付している写真と同一人であることのほか、修正などが施されたものでないことを確認すること。

### 4 住民票の写し等の取り扱い及び変更事項に係る仮免許証備考欄への記載要領

別に定める「運転免許事務処理要領」中の「運転免許証記載事項変更届」の取扱いに準ずること。

この場合において、運転免許事務処理要領に記載されている「公印」は「岩手県警察本部長印」と読み替えること。

なお、申請者から希望があったとしても、仮免許証にあっては仮免許証に旧姓を記載しないこと。

### 5 提出仮免許証の返還

変更事項について備考欄に記載した仮免許証は、届出者に返還すること。

### 6 仮免許証の記載事項誤りによる訂正

仮免許証の記載事項に誤りがあった場合は、誤記載に係る事項に二重線を施し、訂正の上、岩手県警察本部長印を押印すること。

〔記載事項訂正例（生年月日の記載に誤りがあった場合）〕

写 真	大 正 昭 和 平 成	3 <del>2</del> 年 1 月 1 日 生 岩手県警察 本 部 長 印
本 籍 又 は 国 籍 等	岩手県盛岡市下田字仲平 1 8 3	
住 所	同 上	

## 第 8 仮免許証の再交付

- 1 仮免許証の再交付申請は、運転免許証再交付申請書（規則別記様式第17）に所定の事項を記載させて受理すること。

なお、受理にあつては別に定める「運転免許事務処理要領」中の「運転免許証再交付申請」の取扱いに準ずる。

- 2 免許用写真

免許用写真は、規則で定められている事項に合致していることを確認し、仮免許台帳と同一人であることのほか、修正などを施したものでないことを確認すること。

- 3 運転免許証再交付事情申告書

再交付の理由を証するに足る書類として、運転免許証再交付事情申告書を提出した場合は、これに充てることができる。

- 4 再交付仮免許証の作成

第 6 の 1 及び 2 により作成し、裏面備考欄左上に再交付年月日を記載するとともに、表面右上に「再交付」と朱書き又は赤色スタンプで押印すること。

また、裏面備考欄記載の再交付年月日の右端に、岩手県警察本部長印を押印すること。

〔記載例表面〕

再 交 付	
第 2100000000	号
○年○月○日交付	

〔記載例裏面〕

備 考	再 交 付	○年○月○日
-----	-------	--------

- 5 仮免許証の交付

交付にかかる手数料を徴収し交付すること。

- 6 旧仮免許証の取り扱いについて

- (1) 再交付を受けた時点で旧仮免許証は無効なものとする。
- (2) 仮免許証の再交付を受けた者から旧仮免許証を発見した旨の届け出があった場合は、運転免許証返納届により当該仮免許証の返納を受けること。

## 第 9 仮免許証の廃棄

仮免許証の有効期間の満了及び免許試験合格により返納された仮免許証にあつては裁断又は焼却により廃棄すること。

#### 第10 仮免許試験実施結果報告書の送付

警察署長は、仮免許試験の実施結果を様式6「仮免許試験実施結果報告書」により月別に取りまとめ、前月分を翌月5日までに運転免許課長に送付すること。



## 仮運転免許証番号付与表

		仮運転免許証番号		
		県番号	場所番号	暦年番号
指 定 自 動 車 教 習 所	S T	2 1	0 1	0 0 0 1 ~
	岩 手	2 1	0 3	0 0 0 1 ~
	花 巻	2 1	0 4	0 0 0 1 ~
	江 刺	2 1	0 5	0 0 0 1 ~
	水 沢	2 1	0 6	0 0 0 1 ~
	一 関	2 1	0 8	0 0 0 1 ~
	久 慈	2 1	0 9	0 0 0 1 ~
	県 北	2 1	1 0	0 0 0 1 ~
	大 船 渡	2 1	1 2	0 0 0 1 ~
	遠 野	2 1	1 3	0 0 0 1 ~
	花 北	2 1	1 4	0 0 0 1 ~
	高 文	2 1	1 6	0 0 0 1 ~
	三 陸	2 1	1 7	0 0 0 1 ~
	盛 岡	2 1	1 8	0 0 0 1 ~
	北 上	2 1	1 9	0 0 0 1 ~
	中 央	2 1	2 1	0 0 0 1 ~
	第 一	2 1	2 2	0 0 0 1 ~
	平 泉	2 1	2 3	0 0 0 1 ~
	S T 南	2 1	2 4	0 0 0 1 ~
	高 田	2 1	2 5	0 0 0 1 ~
	千 厩	2 1	2 6	0 0 0 1 ~
	宮 古	2 1	2 7	0 0 0 1 ~
	岩手中央	2 1	2 8	0 0 0 1 ~
紫 波	2 1	2 9	0 0 0 1 ~	
前 沢	2 1	3 0	0 0 0 1 ~	
盛 岡 南	2 1	3 1	0 0 0 1 ~	
一関第一	2 1	3 2	0 0 0 1 ~	
自動車運転免許試験場		2 1	5 0	0 0 0 1 ~
盛岡運転免許センター		2 1	5 1	0 0 0 1 ~
県南運転免許センター		2 1	5 2	0 0 0 1 ~
沿岸運転免許センター		2 1	5 3	0 0 0 1 ~
県北運転免許センター		2 1	5 4	0 0 0 1 ~

※ 場所番号の「02」「07」「11」「15」及び「20」は欠番

様式 1

自動車運転免許試験場・運転免許センター用

仮免番号	第	2	1						号
------	---	---	---	--	--	--	--	--	---

かりうんてんめんきょしんせいしよ  
**仮運転免許申請書**

いわてけんけいさつほんぶちやう どの  
 岩手県警察本部長 殿

ねん 年      がつ 月      にち 日

写真欄

- 申請前6ヶ月以内
- 無帽、正面、上三分身、無背景
- 裏面に氏名、撮影年月日を記入
- 大きさ3cm×2.4cm

受験番号

受けようとする 仮免許の種類												
現有免許の有無	なし K1		あり K2									
整理番号												
フリガナ												
氏名												
生年月日	大正②		昭和③		平成④							
性別	男		女									
本籍・国籍等												
住所												
連絡先電話番号	自宅		携帯								他	
免許証番号	第									号		
仮運転免許試験の免除事由	修了証明書有		初心取消処分者				失効者		事項別			

この線から下は記入しないでください。

免許の条件等										
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

適性検査結果	裸眼視力		矯正視力		視野		深視力		聴力	運動能力	色彩識別能力	検査者
	右眼	眼鏡 ・ コンタクト	右眼	右	度	1回	mm	適・否 備考欄	適・否	適・否		
	左眼		左眼	左	度	2回	mm					
	両眼		両眼	計	度	3回	mm					
						平均	mm					

本人確認書類等	健康保険証		学生証	
	個人番号カード		社員証	
	旅券（パスポート）		診察券	
	官公庁発行の証明書等		会員証	
	運転免許証			
確認年月日			確認者	

様式 2

## 仮運転免許学科試験問題管理簿

決裁					受け払い 年月日	受払事由 問題用紙番号等	受	払	保管 総数
署長	副署長等	課長	係長	取扱者					

※問題用紙の指定番号ごとに管理簿を作成すること。

## 仮運転免許学科試験問題指定簿

年 月

教習所名

決		裁			学 科 試 験 実 施 月 日	問 題 指 定 番 号				
署 長	副署長等	課 長	係 長	担 当 者		1	2	3	4	5
					月 日					
					月 日					
					月 日					
					月 日					
					月 日					
					月 日					
					月 日					
					月 日					
					月 日					
					月 日					
					月 日					
					月 日					
					月 日					

※ 「問題指定番号」欄は、指定した番号に○印を付けること。



様式 5

仮運転免許証用紙受払簿							
確認印	取扱者	年 月 日	摘 要	受	払	残	備考

随時に責任者等が確認しておくこと。

仮運転免許試験実施結果報告書 ( 年 月分)

所属名

指定自動車 教習所名	試験実施	大 型			中 型			準中型			普 通						計			再 交 付
		申請	合格	免除	申請	合格	免除	申請	合格	免除	M T		A T		申請	合格	免除			
											申請	合格	免除	申請				合格	免除	
		申請	合格	免除	申請	合格	免除	申請	合格	免除	申請	合格	免除	申請	合格	免除				
	計																			
	計																			
	計																			

(注) 免除は合格者の内数とする。